

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画書

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

【行動計画期間】

2019年8月1日～2022年3月31日

【計画案】

目標①：育児・介護休業法に基づく社内諸制度の周知

- ▶ 育児・介護休業法に基づく社内諸制度について、ポスター等を掲示し周知を図り、定期的に Web 社内報で広報を行う。（育児休暇、介護休暇、介護の短時間勤務について等）

目標②：男性の育児参画が出来る環境を整備する

- ▶ 産前産後休暇や配偶者出産休暇、育児休業、育児休業給付金、育児中の社会保険料面免除等、制度の周知や情報提供を行う。
- ▶ 育児・介護休業法における特例の周知を行い男性の育児休業取得率の向上を目指す。
 - 「パパ休暇」（出産後8週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業再取得）
 - 「パパママ休暇プラス」（両親が同時にまたは交互に育児休業を取得する場合、休業期間が1歳2か月まで延長となり、給付金も延長となる。）
- ▶ 男性の育児休業取得についての研修を実施。
- ▶ 当該男性社員がいた場合には、本人とその上長へ育児休業についての個別の説明を行う。
- ▶ 育休を取得する本人が気兼ねなく取得できる環境で、周りもそれを支援するような体制を整える。

目標③：育児に関する短時間勤務の期間延長を検討

- ▶ 法令を超えた育児時短勤務制度の延長を検討